設計変更　理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線他街路築造工事（その４）

契約変更後の工事概要

土工　　一式　　排水構造物工　L=620m、
車道舗装工　　A=2,137m^2　　歩道舗装工　A=512m^2
構造物撤去工　一式　　橋梁付属物工等　一式
電線共同溝　　L=1,199m

工期延長後の工期

・契約年月日　　令和４年 10 月７日
・完成期限　　当初　令和５年３月 31 日
　　第一回変更　令和５年７月 31 日　　当初からの延長　122 日

契約変更の理由

【既設構造物基礎取壊し（静的破砕工法）の見直し】高架北側側道

本工事では、市街地での施工のため騒音振動による苦情が想定されることから、当初から静的破砕工法（静的破砕剤注入）を選定した。しかし、取壊しが上手くいかなかったため、静的破砕工法（バースター）に変更する。

工期延長の理由

本工事は、「工水（阪神深江駅前）配水管新設工事その２」との合併入札である。

現在施工中の高橋川高潮対策工事（兵庫県施行）（以下、「県工事」）と本工事の施工ヤードが河川東側において重複している。当該箇所における本工事の道路擁壁などの道路構造物について、県工事の進入路を塞ぐ場所に位置していることなどから、県工事完了後に施工する必要がある。

県工事の完了時期について、当初は令和５年１月中旬の予定であったが、令和５年４月下旬まで延期される見込みであるため、122 日の工期延長を要する。